

## 報告 1 「環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱」の改正等について

### 1 要綱の改正について

前回会議で「環境教育・環境学習ネットワーク会議」のあり方等についてご意見をうかがい、第6期構成員の皆様への任期を令和4年3月31日まで延長することについて、ご了承をいただきました。この度、同趣旨に基づき総務部総務課において要綱の審査を行い、以下のとおり改正いたしましたので、報告いたします。

#### (1) 改正の概要

##### ①要綱の失効について

「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づき設置している組織であるから、計画期間の終了により設置要綱が失効することを附則に明記する。

##### ②任期の延長について

第3条第3項で任期は2年と明記しているため、第7条「会議の同意を得て座長が定める」を根拠に任期を延長することは馴染まない。よって、通常どおり次期構成員への参画を依頼し、その任期を要綱の失効に合わせて附則に明記する。

### 2 次期構成員への参画について

前回会議で、任期の延長について皆様にご了承をいただきましたが、要綱改正により第7期構成員への参画をお願いする必要がありますので、引き続き、よろしく願いいたします。

### 3 新たな組織の設置について

(仮称)横須賀市新環境基本計画において、環境教育・環境学習の推進が基本目標の1つに掲げられることから、別紙「(仮称)横須賀市環境教育・環境学習推進協議会設置要綱(案)」により、新たな組織を設置したいと考えています。

今後は、構成員の皆様からご意見等をいただき、要綱(案)に反映するなどの作業を行い、総務部総務課法規訟務係の審査を経て令和4年4月1日に施行したいと考えています。

### 4 本日、いただきたいご意見等

要綱案に対するご意見・ご指摘（取組むべき所掌事務の追加、会議体の名称や会議に参画する方々の呼称など）等、幅広くアドバイスをいただきたい。